（連結株主資本等変動計算書の区分表示）

第七十一条　連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

2　［略］

第三節の二　株式引受権

第七十四条の二　株式引受権は、当連結会計年度期首残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

2　株式引受権の当連結会計年度変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

（新株予約権等に関する注記）

第七十九条　［略］

2　［略］

3　第一項第二号の株式の数は、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、新株予約権の目的となる株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の数、当連結会計年度に増加及び減少する株式の数並びに変動事由の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の、当連結会計年度末の発行済株式総数（自己株式を保有しているときは、当該自己株式の株式数を控除した株式数）に対する割合に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［4・5　略］

様式第四号

【連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （　年　月　日）	当連結会計年度 （　年　月　日）
［略］		
純資産の部		
［略］		
その他の包括利益累計額		
［略］		
その他の包括利益累計額合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××
［略］		
［略］		
［略］		

（連結株主資本等変動計算書の区分表示）

第七十一条　連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

2　［同上］

［節を加える。］

（新株予約権等に関する注記）

第七十九条　［同上］

2　［同上］

3　第一項第二号の株式の数は、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、新株予約権の目的となる株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の数、当連結会計年度に増加及び減少する株式の数並びに変動事由の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の、連結会計年度末の発行済株式総数（自己株式を保有しているときには、当該自己株式の株式数を控除した株式数）に対する割合に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［4・5　同上］

様式第四号

【連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （　年　月　日）	当連結会計年度 （　年　月　日）
［同左］		
純資産の部		
［同左］		
その他の包括利益累計額		
［同左］		
その他の包括利益累計額合計	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		